

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、町方町・通横町第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

令和6年1月23日

静岡県知事 川勝平太

1 組合の名称

町方町・通横町第一地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

変更前 認可公告の日から令和10年12月まで

変更後 認可公告の日から令和11年3月まで

3 施行地区に含まれる地域の名称

沼津市町方町60-1番の一部、61番、62番、63番、64番、65番、66番、67番、68番、69番、70番、71番、72番、73番、74番、75番、76番、77番、78番、79番、80番、81番、82番、83番、84-1番、84-2番、119番の一部、120番の一部、121番の一部、122番の一部

沼津市八幡町161番の一部、163番の一部

4 事務所の所在地

沼津市町方町43番

5 設立認可の年月日

平成30年3月12日

6 事業計画の変更の認可の年月日

令和6年1月22日